

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

厚生労働省所管の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る業務については、平成 20 年 7 月から 9 か月間、平成 21 年 8 月から 2 年 8 か月間の契約期間として、それぞれ民間競争入札による事業を実施。契約期間終了後の業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 24 年 6 月から 2 年 10 か月間の契約期間として民間競争入札を実施することとされている（3 期目）。

これに基づいて厚生労働省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 業務の見直しについて

##### 【論点】

実施状況（平成 21 年・22 年度分）に基づく事業の評価において、上回らなければならない回収率は達成したものの、従来の実績に比べ低下したことから、一部のデータについて統計の質や活用にあたっての利便性が低下したことを踏まえ業務の見直しを行っているが、利便性を確保するために適切な内容となっているか。

##### 【対応】

調査票回収率の維持向上に向け、

- ・ 施設、定員数等については、調査事項から削減し、行政情報で把握することとし、調査対象の負担軽減を図った（実施要項 P 1、3）
- ・ 調査票の回収方法について、従来の方法（郵送）のほか、民間事業者の多様な提案を求め、落札者評価の加点項目に追加（実施要項 P 3、6、29）

するとともに、上回らなければならない回収率（サービスの質）について、平成 22 年度の実績を踏まえ見直しを行い、水準の引き上げを行った。（実施要項 P 13、14）

#### 2. 落札者の決定にあたっての評価基準について（実施要項（案）P 29、別紙 1）

【論点】

民間事業者に求める創意工夫の内容が、適切に評価される内容となっているか。

【対応】

特に民間事業者の創意工夫を求める、督促や問い合わせ・苦情対応、データの正確性を高めるための審査・照会等の加点項目について配点を高めた。

あわせて、競争性確保の観点から、前回必須項目であった事業実績等の項目を加点項目に変更した。

### 3. 情報開示について（実施要項（案）P30～37、別紙2）

【論点】

平成21年・22年度の実施状況が適切に情報開示されているか。また、本調査に新たに追加する業務（10月名簿の作成等）について、民間事業者がその業務量等を適切に把握できる内容となっているか。

【対応】

平成21・22年度の実施状況を踏まえ、情報開示の更新・充実を図るとともに、追加業務（10月名簿の作成等）の想定業務量（実施要項P9）を実施要項に明記した。

### 4. 契約金額の支払いについて

【論点】

パブリックコメントに寄せられた質問への対応において、契約金額の月次での支払いは想定していないとされているが、民間事業者の資金調達に係る負担軽減、競争性確保の観点から、年度途中での契約金額の支払いを検討できないか。

【対応】

契約金額の支払いについては、落札者が決定した後、各年度の支払回数についても、協議により決定することとし、「各年度の業務量を踏まえ、落札者と厚生労働省が協議を行い、各年度の契約金の総支払額及び支払時期・回数を決定する」と明記した。（実施要項P14）

以 上